

## 税務講座「国外財産調書の提出制度」

【質問】 国外財産調書の提出制度が創設されたと聞きましたが、どのような内容の制度でしょうか。

【答え】 2013年より新たにスタートする制度です。2013年の年末に国外に財産を5000万円以上所有する人は、国外財産調書という財産の一覧表を作成し税務署に提出するという制度です。提出しなかった場合には厳しいペナルティが課せられるようになっていきます。

この制度は国外財産に関係する所得や相続財産の把握のために作られたそうです。国外財産とは外国の銀行に預けた預金、海外で取得した株式、債券、不動産などが含まれます。また、その財産から生じる、銀行利息、株式配当、有価証券売却益、債券利息、賃貸料収入、不動産売却益は日本の税務署への申告対象になっていますので注意が必要です。そしてこの国外財産調書は国外財産が5000万円以上所有している人であれば、確定申告の有無に関係なく、お住まいを管轄する税務署に提出する必要があります。

国外財産調書の提出の有無の判断は、2013年より毎年12月31日現在にて、その日の外国為替レートで換算した財産が5000万円を超えるかどうかにより判断します。超えた場合は翌年の3月15日までに財産の一覧表（国外財産調書）を作成し税務署に提出することになります。

また、ついうっかり提出を忘れてしまった場合、提出した国外財産調書から故意に財産を外した場合には、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金という厳しい罰則も設けられています。情状酌量の規定も付けられていますが、期限内に適正な内容の国外財産調書の提出が求められています。

なお、国外財産調書を提出して、そこに書かれた国外財産に関して所得税や相続税の申告漏れがあっても加算税が5%減額されるのに対して、提出していなかったり、書かれていなかった国外財産の所得税が申告漏れになった時は加算税が5%増額されるという制度もありますので、国外財産調書を作成するときには十分な注意が必要です。

## 国外財産調書の提出制度が創設されました

～法施行後の最初の国外財産調書は、平成25年12月31日における国外財産の

保有状況を記載して、平成26年3月17日までに提出していただくことになります。～

### 制度の趣旨・概要等 ①

#### (趣旨)

適正な課税・徴収の確保を図る観点から、国外財産を有する方からその保有する国外財産について申告をしていただく仕組み（国外財産調書制度）が創設されました。

#### (概要)

その年の12月31日において、その価額の合計額が5,000万円を超える国外財産<sup>(注)</sup>を有する方は、その財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した調書（以下「国外財産調書」といいます。）を、翌年の3月15日までに、所轄税務署長に提出しなければならないこととされました。

(注)「国外財産」とは、「国外にある財産をいう」こととされています。ここでいう「国外にある」かどうかの判定については、財産の種類ごとに行うこととされ、例えば次のように、その財産自体の所在、その財産の受入れをした営業所又は事業所の所在、その財産の発行者等の所在などによることとされています。

- (例)
- ・「動産又は不動産」は、その動産又は不動産の所在
  - ・「預金、貯金又は積金」は、その預金、貯金又は積金の受入れをした営業所又は事業所の所在
  - ・「社債又は株式」は、その社債又は株式の発行人の本店又は主たる事務所の所在

#### (国外財産の価額)

国外財産の「価額」は、その年の12月31日における「時価」又は時価に準ずるものとして「見積価額」によることとされています<sup>(注)</sup>。また、「邦貨換算」は、その年の12月31日における「外国為替の売買相場」によることとされています。

(注)上記の「時価」又は「見積価額」の具体的な算定方法、及び「外国為替の売買相場」の具体的な基準については、今後、通達等において示す予定です。

#### (国外財産調書の記載事項)

国外財産調書には、提出者の氏名、住所（又は居所）に加え、国外財産の種類、用途（一般用及び事業用の別）、所在、数量、価額などを記載することとされています。

(注1)「事業用」とは、不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業又は業務の用に供することをいい、「一般用」とは、それ以外の用に供することをいいます。

(注2) 国外財産調書の様式（イメージ）は、次頁のとおりです。

## 制度の趣旨・概要等 ②

### 【国外財産調書の様式（イメージ）】

平成 25 年 12 月 31 日分 国外財産調書

国外財産を有する者		住所又は居所		東京都千代田区霞が関3-1-1		
		氏名		国税 太郎 (電話) 3581-XXXX		
国外財産の区分	種類	用途	所在	数量	価額	備考
預金	普通	一般用	アメリカ〇〇州・・・ 〇〇銀行 〇〇支店	1	8,500,000	
有価証券	株式	一般用	アメリカ△△州・・・ 〇〇Inc.	6,000	24,000,000	
合 計 額					70,000,000	
(摘要)						

(注) 国外財産調書の具体的な記載要領及びこの様式と併せて提出していただく「合計表」の書式については、今後、通達等において示す予定です。

### (所得税法上の「財産及び債務の明細書」との関係)

国外財産調書の提出者が、所得税法上の「財産及び債務の明細書」を提出する場合には、その財産及び債務の明細書には、国外財産調書に記載される「国外財産」に関する事項の記載を要しないこととされています。

### (国外財産調書の適正な提出の確保策)

国外財産調書制度においては、適正な提出をしていただくために次のような措置が設けられています。

#### イ 国外財産調書の提出がある場合の過少申告加算税等の優遇措置

国外財産調書を提出した場合には、記載された国外財産に関して所得税・相続税の申告漏れが生じたときであっても、加算税が5%減額されます。

#### ロ 国外財産調書の提出がない場合等の過少申告加算税等の加重措置

国外財産調書の提出がない場合又は提出された国外財産調書に国外財産の記載がない場合（記載が不十分と認められる場合を含みます。）に所得税の申告漏れが生じたときは、加算税が5%加重されます。

#### ハ 故意の国外財産調書の不提出等に対する罰則

国外財産調書に偽りの記載をして提出した場合又は正当な理由がなく期限内に提出しなかった場合には、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金が科されます。ただし、期限内に提出しなかった者には、情状により、その刑を免除することができることとされています。

平成24年7月